



日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

書面交付のデジタル化対応に係る 自主規制規則等の一部改正について

2025年3月18日

I 金商法における書面交付のデジタル対応について

1. 金融商品取引法の改正

2023年11月29日、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の公布（一年六月以内施行）

- 顧客への情報提供に際し書面を原則としていた規定について、書面とデジタルのどちらで情報提供することも可能とするよう見直し
- 金融商品取引業等に関する内閣府令において規定されていた契約締結前交付書面の実質的説明義務の法定化

2. 関係政府令の改正

2024年10月23日、関係政府令案等のパブリックコメントの募集開始

- 電磁的方法による情報提供に際し、あらかじめ顧客の承諾を得る方法に加え、あらかじめ顧客に告知する方法を追加
- 電磁的方法の種類及び要件等については、前記を除き従前どおり

2025年2月7日、関係政府令の公布及びパブリックコメントへの回答公表：施行日は2025年4月1日

3. 日証協における対応

- ① 顧客交付書面のデジタル原則化の周知に係るリーフレット作成（※1）及び新聞広告（※2）
- ② 「顧客に対する情報の提供においてデジタル原則を選択する際の顧客周知における留意事項（ガイドライン）」の作成・公表（※1）
- ③ 「電磁的方法による交付に関するQ&A」の改訂（※3）
- ④ 「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則（電磁的提供規則）」及び各規則等の改正
- ⑤ 契約締結前の情報提供の実質的説明義務に係る実務上必要な対応について金融庁と協議・調整し、関係するQ&A等を改訂（※4）

※1：2025年2月17日付通知「顧客交付書面を原則デジタル提供とする際の顧客周知について（ガイドライン（第1版）・リーフレット（改訂版）の提供）」（日証協（企）2024第83号）

※2：2024年12月11日（水）に日本経済新聞、読売新聞、2025年3月3日（月）に日本経済新聞、朝日新聞に掲載。今後、法令施行時にも広告掲載予定。

※3：2025年2月13日付通知「『電磁的方法による交付に関するQ&A』（2025年2月版）の送付について」（日証協（自）2024第139号）

※4：2025年2月6日付通知「『契約締結前の情報提供等義務に関するQ&A（改訂5版【暫定版】）』の送付について」（日証協（自）2024第136号）

Ⅱ 日証協規則におけるデジタル対応の概要（対応方針）

各規則における対応

	現行	改正方針
電磁的方法による交付・徴求・契約の対象となる各書面に関する規定	電磁的方法の対象となる書面を個別に列挙	原則として、顧客との間で交付・徴求・契約する全ての書面が電磁的方法の対象
電磁的方法による交付・徴求の方法	「電磁的提供規則」に定める旨を規定	現行どおり
電磁的方法による契約についての取扱い	顧客から契約内容に係る照会があった時は遅滞なく回答できるように態勢を整備する必要あり	現行どおり
一部の電磁的方法による交付書面の取扱い	その性質に鑑み、「電磁的提供規則」に定める方法以外の電磁的方法を認める旨を規定	現行どおり

電磁的提供規則における対応

	現行	改正方針
電磁的方法による交付・徴求の方法・要件	金商法及び政府令と同様の内容を規定 ⇒要件の一つとして、顧客の承諾を規定	改正後 の金商法及び政府令と同様の内容を規定 ⇒要件の一つとして、顧客の承諾を得る又は顧客に対し 告知 を行うことを規定

Ⅲ パブリックコメントの結果



- ◆ 2025年1月14日から同年2月12日までの間、以下の規則等の改正案についてパブリックコメントを実施
- ◆ 寄せられたコメントは7件（法人3社、個人1名）

1	書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則	15	株券等の貸借取引の取扱いに関する規則
2	協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則	16	協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いに関する規則
3	有価証券の寄託の受入れ等に関する規則	17	仲介目的のブロックトレードの取扱いに関する規則
4	「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」に関する細則	18	公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則
5	偽造カード及び盗難カードによる不正な引出しからの顧客の保護等に関する規則	19	選択権付債券売買取引の取扱いに関する規則
6	商品関連市場デリバティブ取引等の自主規制規則の適用に関する規則	20	債券等の条件付売買取引の取扱いに関する規則
7	協会員の従業員に関する規則	21	債券等の着地取引の取扱いに関する規則
8	金融商品仲介業者に関する規則	22	債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則
9	店頭有価証券に関する規則	23	社債券の私募等の取扱い等に関する規則
10	店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則	24	外国証券の取引に関する規則
11	株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則	25	海外証券先物取引等に関する規則
12	株主コミュニティに関する規則	26	バイナリーオプション取引に関する規則
13	上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則	27	金融サービス仲介業者を通じた有価証券の販売に関する規則
14	株式累積投資及び株式ミニ投資の取扱いに関する規則	28	「金融サービス仲介業者を通じた有価証券の販売に関する規則」に関する考え方
		29	「個人情報保護に関する指針」に関する解説

◆ 寄せられた 7 件のコメントの概要は以下のとおり

項番	意見・質問	考え方
1	● 規則ごとに以下を使い分けている理由如何 ✓ 「電磁的方法により」 ✓ 「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により」 ✓ 「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）により」	● 「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法」が複数回用いられる場合は、当該方法が最初に規定される条文において「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）により」と定義し、二度目以降に当該方法が用いられる場合は単に「電磁的方法」としている ● 当該方法が一度しか用いられない場合には「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法」としている ● なお、一部規則に上記のとりの対応となっていない規定があったため、<u>所要の修正及び追加の改正を行う</u>
2	● 「承諾」には、「電子交付サービス」への申込みも含まれるか	● 協会の提供する電子交付サービスへの申込みに際し、書面の電磁的方法による交付について「承諾」を行わないと手続きが完了しないのであれば、そのようなサービスを利用することも考えられる
3	● 電磁的提供規則 5 条 1 項 2 号の「顧客への告知」の方法を別途規則で定める予定はあるか	● 別途規則として定める予定はない
4	● 電磁的提供規則 5 条 1 項 2 号の「顧客への告知」の方法として会社のウェブサイト上で開示も認めていただきたい	● 電磁的提供規則 5 条 1 項 2 号による告知の方法について特段の制限はないが、同号の要件は顧客が認識しないうちに情報提供の方法が書面から電磁的方法に切り替えられるといった事態が生じることを防ぐために設けられており、同号による告知は顧客が告知内容を確実に認識することができる方法により行われるべき ● 具体的な方法は、それぞれの金商業者等の業務状況や顧客のデジタル・リテラシー等を踏まえ検討すべきと考えられるが、一般に、単にウェブサイト上において周知するのみでは顧客が告知内容を確実に認識することができない可能性があるため、同号による告知が行われたとは認められないと考えられる ● なお、かかる考え方については、金商業等府令における告知の考え方と同様である

◆ 寄せられた 7 件のコメントの概要は以下のとおり（前ページのつづき）

項番	意見・質問	考え方
5	● 一度、顧客に電磁的方法による提供を行う旨を告知した後、システム障害等予期しない事情の発生により書面による提供を継続する事になっても、規則違反にはあたらないという理解でよいか	● 直ちに規則違反に該当するものではないと考えられる ● しかし、金商業者等の恣意的な判断により交付の方法を変更することは望ましくないと考えられるため、システム障害等の予期せぬ事情により電磁的方法による提供が行えない場合など、いかなる場合に書面交付が行われるかについて可能な限り顧客に対し事前に示すことが望ましいと考えられる
6	【意見】 ● 電磁的提供規則改正 5 条 2 項について、現行 6 条のままの規定とすべき 【理由】 ● 現行 6 条を削り、改正 5 条 2 項に移動するのであれば、文言はそのままにしてほしい。改正案では次の要素が抜けるため、改正前と同様の解釈でよいのか判然としない。 ・顧客が自身の意思で積極的に承諾したものを撤回するという要素 ・再度承諾した場合の取扱い ● また、実務的に、現行規定を参照した社内規程等に対する手当等を検証する負荷を考えると、単なる移動であれば文言の修正はない方が各社対応しやすい。	● 改正 5 条 2 項は、同様の内容を定めた金商業等府令等にあわせた規定である ● なお、改正 5 条 2 項においても現行 6 条と同様、本協会の規則に定める書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供すること又は提供を受けることについて顧客が承諾した場合であっても、顧客から当該書面の交付又は受入れの請求があった場合には当該書面を交付し又は受け入れる必要がある ● また、一度書面交付等の請求により書面の交付又は受入れに切り替えた顧客から再度改正 5 条 1 項 1 号の承諾を得た場合、電磁的方法による提供をし又は提供を受けることが可能になると考えられる

◆ 寄せられた 7 件のコメントの概要は以下のとおり（前ページのつづき）

項番	意見・質問	考え方
7	● 「債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則」改正案では、取引相手方が協会会員である場合は電磁的提供規則に依らずに承諾や告知なしに電磁的方法で書面交付が可能と読めるが、「株券等の貸借取引の取扱いに関する規則」改正案及び「債券等の条件付売買取引の取扱いに関する規則」改正案ではそうならない理由如何 ● 株券等貸借取引や債券等条件付売買取引の取引先のうち協会員についても、電磁的提供規則によらずに電磁交付することは可能か	● ご指摘を踏まえ、協会員間の書面の交付等及び徴求等については、規則を問わずお互いが合意する方法により行うことができる取扱いとする ● <u>電磁的提供規則において上記の取扱いに係る規定を追加するとともに、個々の規則において上記の取扱いを規定していた「選択権付債券売買取引の取扱いに関する規則」及び「債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則」について所要の修正を行う</u>

項番 1 及び項番 7 の意見を踏まえ、一部規則の改正案の修正等を行う

【項番 1 対応】

- 「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法」が複数回用いられる場合は、当該方法が最初に規定される条文において「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）により」と定義し、二度目以降に当該方法が用いられる場合は単に「電磁的方法」とする

■ 協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則

（注）下線は現行からの改正箇所、ハイライトは改正原案からの修正箇所

改 正 案（ 修 正 ）

（電磁的方法による書面の交付等）

第29条 協会員は、本規則に定める顧客への書面の交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」（以下「書面電磁的提供等規則」という。）に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面を交付したものとみなす。

2 協会員は、本規則に定める顧客からの書面の徴求に代えて、「書面電磁的提供等規則」に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について、電磁的方法により提供を受けることができる。この場合において、当該協会員は、当該書面を徴求したものとみなす。

改 正 案（ 改正原案 ）

（電磁的方法による書面の交付等）

第29条 協会員は、本規則に定める顧客への書面の交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」（以下「書面電磁的提供等規則」という。）に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面を交付したものとみなす。

2 協会員は、本規則に定める顧客からの書面の徴求に代えて、「書面電磁的提供等規則」に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該協会員は、当該書面を徴求したものとみなす。

【項番 1 対応（つづき）】

- 「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」において、顧客カード及び内部者登録カードの作成・保存を「電磁的方法」により行うことができると規定していたところ、「電磁的記録」により作成・保存を行うものとするため同規則 5 条 2 項及び 15 条 5 項を追加で改正する
- 併せて「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」4 条 4 項、「株主コミュニティに関する規則」5 条 2 項、「『有価証券の引受け等に関する規則』に関する細則」14 条 1 項 3 号及び 16 条 3 号に定める記録についても「書面又は電磁的記録」により保存を行うものとするため改正案の修正等を行う

■ 協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則

（注）下線は現行からの改正箇所、ハイライトは改正原案からの修正箇所

改 正 案（ 修 正 ）	改 正 案（ 改正原案 ）
（顧客カードの整備等） 第 5 条 （ 現行どおり ） 2 協会員は、顧客カードについて、<u>電磁的記録</u>により作成及び保存することができる。	（顧客カードの整備等） 第 5 条 （ 現行どおり ） 2 協会員は、顧客カードについて、電磁的方法により作成及び保存することができる。
（内部者登録カードの整備等） 第 15 条 （ 現行どおり ） 5 協会員は、内部者登録カードについて、<u>電磁的記録</u>により作成及び保存することができる。	（内部者登録カードの整備等） 第 15 条 （ 現行どおり ） 5 協会員は、内部者登録カードについて、電磁的方法により作成及び保存することができる。

Ⅳ パブリックコメントを踏まえた改正案の修正等

■ 株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則

(注) 下線は現行からの改正箇所、ハイライトは改正原案からの修正箇所

改 正 案 (修 正)	改 正 案 (改正原案)
(発行者についての審査) 第4条 (現行どおり) 4 第1項の審査を行った会員等は、当該審査の内容、当該審査の結果の判断に至る理由、当該審査の過程において把握した問題点等についての記録を作成し、書面又は電磁的記録により、当該審査を終了した日から10年を経過する日までの間、これを保存しなければならない。	(発行者についての審査) 第4条 (現行どおり) 4 第1項の審査を行った会員等は、当該審査の内容、当該審査の結果の判断に至る理由、当該審査の過程において把握した問題点等についての記録を作成し、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法 (以下「電磁的方法」という。) により、当該審査を終了した日から10年を経過する日までの間、これを保存しなければならない。
(電磁的方法による交付等) 第28条 会員等は、本規則に定める顧客への書面の交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」(以下「書面電磁的提供等規則」という。) に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法 (以下「電磁的方法」という。) により提供をすることができる。この場合において、当該会員等は、当該書面を交付したものとみなす。	(電磁的方法による交付等) 第28条 会員等は、本規則に定める顧客への書面の交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」(以下「書面電磁的提供等規則」という。) に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について、電磁的方法により提供をすることができる。この場合において、当該会員等は、当該書面を交付したものとみなす。

Ⅳ パブリックコメントを踏まえた改正案の修正等

■ 株主コミュニティに関する規則

(注) 下線は現行からの改正箇所、ハイライトは改正原案からの修正箇所

改 正 案 (修 正)	改 正 案 (改正原案)
(発行者についての審査) 第5条 (現行どおり) 2 前項の審査を行った運営会員は、当該審査の内容、当該審査の結果の判断に至る理由、当該審査の過程において把握した問題点等についての記録を作成し、書面又は電磁的記録により、当該審査を終了した日又は株主コミュニティを解散した日のうちいずれか遅い日から5年を経過する日までの間、これを保存しなければならない。	(発行者についての審査) 第5条 (現行どおり) 2 前項の審査を行った運営会員は、当該審査の内容、当該審査の結果の判断に至る理由、当該審査の過程において把握した問題点等についての記録を作成し、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法 (以下「電磁的方法」という。)により、当該審査を終了した日又は株主コミュニティを解散した日のうちいずれか遅い日から5年を経過する日までの間、これを保存しなければならない。
(電磁的方法による交付等) 第31条 運営会員は、本規則に定める顧客への書面の交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」(以下「書面電磁的提供等規則」という。)に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法 (以下「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該運営会員は、当該書面を交付したものとみなす。	(電磁的方法による交付等) 第31条 運営会員は、<u>本規則に定める顧客への書面の交付に代えて</u>、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」(以下「書面電磁的提供等規則」という。)に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について、電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該運営会員は、当該書面を交付したものとみなす。

Ⅳ パブリックコメントを踏まえた改正案の修正等

■ 「有価証券の引受け等に関する規則」に関する細則

(注) 下線は現行からの改正箇所

改 正 案	現 行
(ブックビルディングの手続き) 第14条 規則第25条第2項に規定するブックビルディングの手続きは、次のとおりとする。 3 記録の保存 引受会員は、需要の調査に係る記録を書面又は<u>電磁的記録</u>により6か月間保存する。	(ブックビルディングの手続き) 第14条 (同 左) 3 記録の保存 引受会員は、需要の調査に係る記録を書面又は<u>電磁的方法等</u>により6か月間保存する。
(プレ・マーケティングの手続き) 第16条 規則第25条の2第2項に規定するプレ・マーケティングの手続きは、次のとおりとする。 3 記録の保存 引受会員は、発行の条件に係る水準に関する意見の聴取に係る記録を書面又は<u>電磁的記録</u>により6か月間保存する。	(プレ・マーケティングの手続き) 第16条 (同 左) 3 記録の保存 引受会員は、発行の条件に係る水準に関する意見の聴取に係る記録を書面又は<u>電磁的方法等</u>により6か月間保存する。

※ パブリックコメントの募集時には本細則は改正の対象には含めていなかったが、パブリックコメントで寄せられた意見を踏まえ、上記のとおり改正を行う

【項番 7 対応】

- 協会員間の書面の交付等はお互いが合意する方法により行うことができる旨を電磁的提供規則に規定するため、6 条を追加で改正する
- これに伴い「選択権付債券売買取引の取扱いに関する規則」及び「債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則」改正案における協会員間の書面の交付等に係る個別の規定を削除する

■ 書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則 (注) 下線は現行からの改正箇所、ハイライトは改正原案からの修正箇所

改 正 案 (修 正)	改 正 案 (改正原案)
(協会員間における特則) 第 6 条 協会員は、顧客が他の協会員である場合において書面の交付等及び徴求等を電磁的方法により行うときは、第 2 条から第 5 条までの規定にかかわらず、当該他の協会員との間で合意する方法により行うことができる。	

■ 選択権付債券売買取引の取扱いに関する規則 (注) 下線は現行からの改正箇所、ハイライトは改正原案からの修正箇所

改 正 案 (修 正)	改 正 案 (改正原案)
(電磁的方法による交付等) 第29条 協会員は、本規則に定める取引相手方への書面の交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」(以下「書面電磁的提供等規則」という。)に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)により提供することができる。ただし、書面電磁的提供等規則中「顧客」とあるのは、「取引相手方」へと読み替えるものとする。 2 協会員は、本規則に定める取引相手方からの書面の徴求に代えて、書面電磁的提供等規則に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について、電磁的方法により提供を受けることができる。ただし、書面電磁的提供等規則中「顧客」とあるのは、「取引相手方」へと読み替えるものとする。	(電磁的方法による交付等) 第29条 協会員は、本規則に定める取引相手方への書面の交付に代えて、当該書面に記載すべき事項について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)により提供することができる。ただし、顧客への書面の交付を電磁的方法により行う場合には、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」(以下「書面電磁的提供等規則」という。)に定めるところにより行うものとする。 2 協会員は、本規則に定める取引相手方からの書面の徴求に代えて、当該書面に記載すべき事項について、電磁的方法により提供を受けることができる。ただし、顧客からの書面の徴求を電磁的方法により行う場合には、書面電磁的提供等規則に定めるところにより行うものとする。

Ⅳ パブリックコメントを踏まえた改正案の修正等

■ 債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則

(注) 下線は現行からの改正箇所、ハイライトは改正原案からの修正箇所

改 正 案 (修 正)

(電磁的方法による交付)

第16条 協会員は、本規則に定める取引相手方への書面の交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」(以下「書面電磁的提供等規則」という。)に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)により提供することができる。ただし、書面電磁的提供等規則中「顧客」とあるのは、「取引相手方」へと読み替えるものとする。この場合において、当該協会員は、当該書面を交付したものとみなす。

2 協会員は、本規則に定める書面による契約の締結に代えて、当該契約を電磁的方法により締結することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面による契約を締結したものとみなす。

3 前項の定めに基づき契約を締結した協会員は、取引相手方から当該契約の内容について照会があったときは、遅滞なく、当該取引相手方にその契約の内容を文書、口頭、電信又は電話、電磁的方法その他の方法により回答しなければならない。

改 正 案 (改 正 原 案)

(電磁的方法による交付)

第16条 協会員は、本規則に定める取引相手方への書面の交付に代えて、当該書面に記載すべき事項について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)により提供することができる。ただし、取引相手方が他の協会員以外の者である場合においては、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」(以下「書面電磁的提供等規則」という。)に定めるところにより行うものとする。

2 前項に掲げる場合において、当該協会員は、当該書面を交付したものとみなす。

3 協会員は、本規則に定める書面による契約の締結に代えて、当該契約を電磁的方法により締結することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面による契約を締結したものとみなす。

4 前項の定めに基づき契約を締結した協会員は、取引相手方から当該契約の内容について照会があったときは、遅滞なく、当該取引相手方にその契約の内容を文書、口頭、電信又は電話、電磁的方法その他の方法により回答しなければならない。

V 今後のスケジュール

時期	内容
2025年 ～1月上旬	自主規制企画分科会（1月9日）・エクイティ分科会・公社債分科会・金融商品分科会 －各分科会の所管規則改正案に係るパブリックコメントの募集について審議
1月14日	自主規制会議 －規則改正案に係るパブリックコメントの募集について審議 パブリックコメントの募集開始
～2月12日	パブリックコメント締切
3月上旬	自主規制企画分科会（3月13日）・エクイティ分科会・公社債分科会 －各分科会の所管規則改正案について審議 ※金融商品分科会については、所管規則改正案について変更を求める意見がなかったことから、委員長一任により対応
3月18日	自主規制会議 －規則改正案について審議
4月1日	令和5年金商法改正（一年六月以内施行分）の施行日と合わせて規則を施行